

鈴鹿市 産後ケア事業のご案内

鈴鹿市では、産後のお母さんとそのご家族が「すこやかに ずっと笑顔で かがやいて」安心して子育てができるように、委託産科医療機関と助産所で、保健指導を主とする産後ケア事業を実施しています。

利用できる方

鈴鹿市に住民票があり、産後1年未満のお母さんとそのお子様のうち、下記の項目の全てに当てはまる方

- ①産後に、母親の心身の不調または育児不安（母乳育児、育児手技など）が強く、医師や助産師、保健師等から、専門的な心身のケアが必要と認められた方
- ②母子ともに病院への入院を要しない方
- ③家族等から十分な産後の援助が受けられない方



産後ケア事業の内容

宿泊型・通所型は、産後ケア実施機関で母子同室にて、また、訪問型は、助産師が自宅へ訪問し、お母さんのからだところのケア、育児についてのアドバイスをします。



- ・お母さんの体調管理
- ・おっぱい相談・育児相談
- ・授乳方法の指導・発育発達の助言など

産後ケア事業の種類と自己負担額

(いずれも非課税)

種類		自己負担額	多胎児一人につき追加分
宿泊型	原則，入所は9時 退所は17時頃	1日 3,000円	1日 1,000円
	おおむね 9時～16時頃	1日 2,000円	1日 900円
訪問型	9時～17時までの 2～3時間程度	1日 1,200円	1日 600円

*生活保護世帯の方は無料です。

<利用にあたっての注意点>

- この事業は、家事支援を目的としたものではありません。
- 入院とは異なりますので、母子同室です。育児や身の回りのことはご自身で行うことになります。
- 利用期間は、最長7日間です。利用種類を組み合わせる利用が可能です。また、連続してなくてもかまいません。
- 上のお子様は同伴できません。
- 準備していただく日用品については施設にご確認ください。
- インフルエンザなどの感染症にかかっている場合は利用できません。

申し込み方法

鈴鹿市内の通院されている産婦人科・助産所、または健康づくり課にご相談ください。鈴鹿市担当者が面接し、対象者に該当されるかの確認をさせていただきます。その後、本人から利用申請書を提出していただき、産後ケア実施機関と調整後に利用となりますので、お早めにご相談ください。

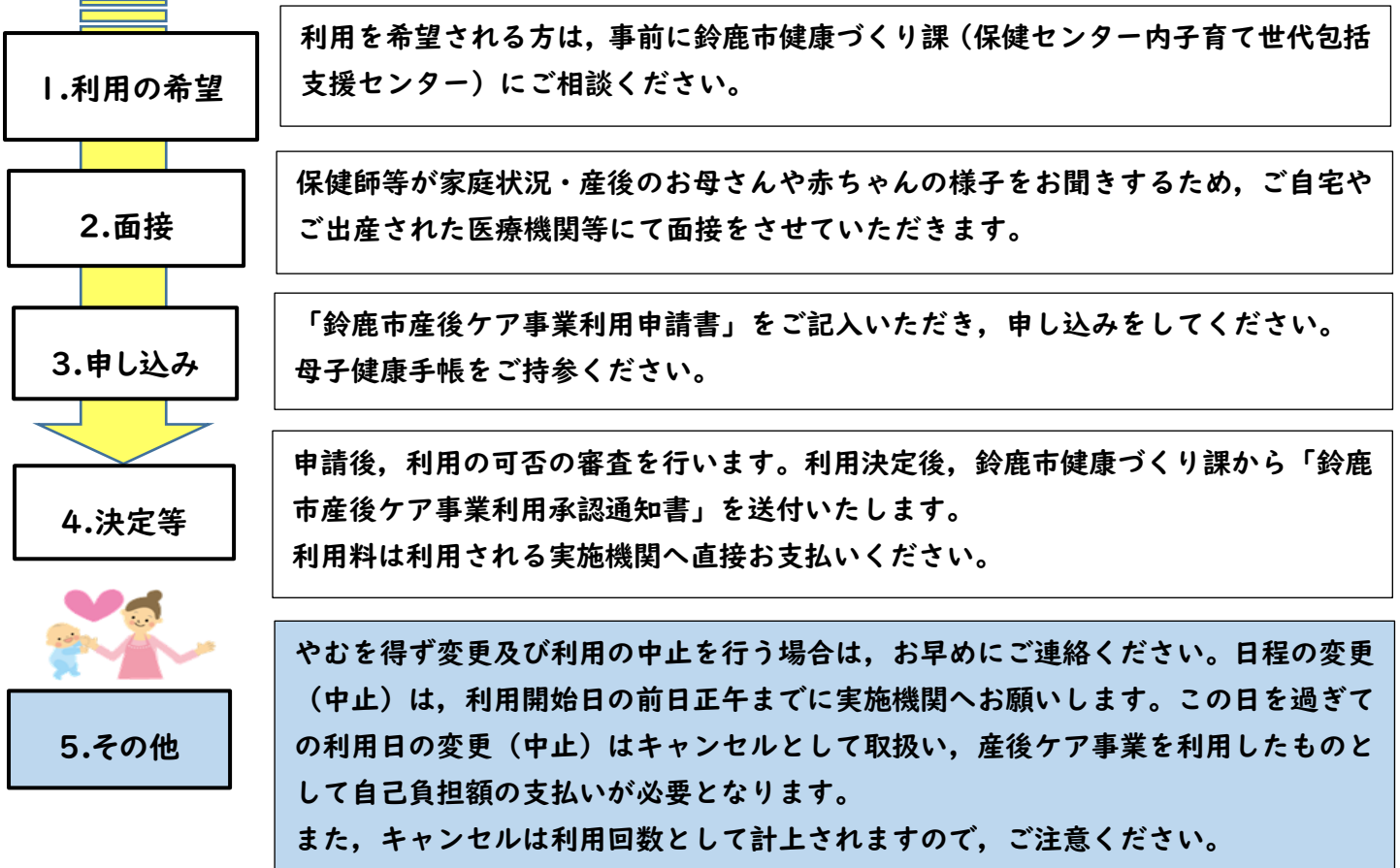
お問い合わせ先

鈴鹿市役所 健康づくり課 母子保健グループ (保健センター内 子育て世代包括支援センター)

TEL : 059-382-2252 FAX : 059-382-4187

住所 : 鈴鹿市西条五丁目118番地の3 平日 8時30分～17時15分

<利用の方法>



<実施機関一覧>

※各医療機関で出産した産婦さんのみ利用できます。

令和4年度

医療機関名	所在地及び電話番号	宿泊型	通所型	訪問型	備考
白子ウィメンズホスピタル	鈴鹿市南江島町 9-5 059-388-2221	○	×	×	生後4か月以上は利用不可
鈴木レディースクリニック	鈴鹿市平野町 7740-1 059-370-5151	○	○	×	
宮崎産婦人科	鈴鹿市平田二丁目 1-8 059-378-8811	○	○	×	生後4か月以上は利用不可

※助産所以外で出産された産婦さんも利用できます。

令和4年度

助産所	所在地及び電話番号	宿泊型	通所型	訪問型	備考
マタニティハウスひまわり	鈴鹿市高塚町 1066-31 059-370-4970	○	○	○	生後4か月以上は要相談
助産所 ひつつきむし (助産師：打田 祐希)	鈴鹿市竹野二丁目 11-25 090-5034-3749	×	×	○	
助産所 ははみちる (助産師：前田 亮子)	鈴鹿市郡山町 343-2 090-3968-7653	×	×	○	

※助産所については、(一社)三重県助産師会に委託しておりますので、上記以外の施設利用も可能です。

詳細については、健康づくり課までご相談ください。